

認知症の方について適切な要介護認定を行うための仕組み(現状)

- ①一次判定で示される要介護認定等基準時間には、樹形図を用いて、認知症の周辺症状(問題行動)に関するすべての時間(調査項目以外の周辺症状(問題行動)に係る時間も含む)を反映させている
- ②運動機能が低下していない認知症の方が、一次判定で適切に判定されていないという指摘を受け、重度変更されている事例の特性を同定した上で、その特性を持つ者の要介護度が繰り上がるようにしている(平成15年から)
- ③認定調査員が記載する特記事項、主治医意見書などから、一次判定で示された要介護認定等基準時間よりも、より介護に時間を要すると判断される場合に、二次判定で重度変更が可能となっている